

あい介護老人保健施設 運営規定

第4版

起案・作成：施設共通

改定：2025年6月1日

社会医療法人河北医療財団

あい介護老人保健施設

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人河北医療財団が開設する介護老人保健施設「あい介護老人保健施設」(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設の運営方針を下記に定める。

1 自立支援

利用者の実生活に基づいた生活環境を提供し、そこでの生活行為の援助を手段として、利用者の社会適応力を高め、社会への復帰を支援します。

2 利用者本位

ケアを提供するにあたって、利用者の個別性に配慮し、1人1人の意思を尊重します。

3 地域との連携

保健・医療・福祉のネットワークの中で、利用者の最適な生活環境の構築をサポートします。

4 職員満足

職員が誇りを持ち、喜びを感じられる職場風土を築き、職員の満足をサービスに還元します。

5 社会貢献

私たちの提供するサービスが、地域社会にとって有効な資源として供給されるよう努力し、施設として社会への貢献を果たします。

第4条 当施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2 当施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 当施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。

4 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

5 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第5条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 社会医療法人河北医療財団 あい介護老人保健施設
- (2) 開設年月日 2001年11月1日
- (3) 所在地 東京都多摩市中沢1丁目17番38
- (4) 電話番号 042-374-7111 FAX番号042-374-7115
- (5) 管理者名 明石 のぞみ
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1357081045号)

(提供するサービスの種類及び利用定員)

第6条 施設が提供する介護保険サービスの種類と利用定員は次のとおりとする。

- (1) 介護保険施設サービス(入所) 142名
- (2) 指定短期入所療養介護サービス(短期入所) 8名
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護サービス (2)に含む
- (4) 指定通所リハビリテーションサービス 50名
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションサービス (4)に含む
- (6) 指定訪問リハビリテーションサービス 5名
- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーションサービス (6)に含む

(指定介護予防サービスの取り扱い)

第7条 指定介護予防サービスについてはそれぞれの指定居宅介護サービスの中で一体的に提供するものであり、その運営上の規定については指定居宅介護サービスと同様とする。
したがって、以下においては指定介護予防サービスに関する事項については、指定居宅介護サービスの中に含めるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの運営規程の取り扱い)

第8条 指定訪問リハビリテーションサービスの運営規程は別途定める。

(従業者の職種、員数)

第9条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

<介護老人保健施設・短期入所療養介護>

- (1) 施設長(管理者) 1人
- (2) 医師 1.5人(管理者兼務)
- (3) 看護職員 15人以上
- (4) 介護職員 40人以上
- (5) 支援相談員 2人(兼務)以上
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 7.5人以上
- (7) 薬剤師 0.5人以上
- (8) 管理栄養士 2.5人以上
- (9) 介護支援専門員 2人(兼務)以上
- (10) 事務員・その他補助職員等 15人以上

(従業者の職務内容)

第10条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 施設長は、介護老人保健施設の運営に関わるすべての責任と権限を有し、施設の具体的な運営方針と目標を定め、経営戦略を立て、それを実行することで施設の健全な経営を実現するとともに、良質なサービスの提供を維持することで、地域社会に貢献し、かつ広く認知された施設とするための一切の役割を担う。
- 2) 事務長は、介護老人保健施設の事業計画策定、経営全般に参画し、施設長の経営責任を補佐する。その他、基準管理、組織管理、人事管理、会計管理、施設設備管理他、施設における事務管理全般を統括管理し、その実行に責任を持つ役割を担う。
- 3) 部長は、介護老人保健施設の所管部を統括し、施設で提供されるサービスを常に高水準に維持し、その実行に責任を持つ役割を担う。
- 4) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 5) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定などの医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画書に基づく看護を行う。
- 6) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画書に基づく介護を行う。
- 7) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じると共に、市町村・他機関との連携を図り、施設利用の前後に関わらず、利用者の社会生活の維持改善を図る。
- 8) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーション実施計画書を作成すると共に機能訓練の実施、生活行為に際しての援助、職員・利用者並びにその家族に対する指導を行う。
- 9) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- 10) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立て、担当者会議を開催し、本人に対し施設サービス計画の内容について同意を得ると共に、定期的に見直しを行い、利用者の施設利用目的に応じて、施設サービス計画が適正に実施されることを管理する。また、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- 11) 事務員は、外来者の受付及び電話対応、介護報酬の請求、その他施設運営に係る事務一切を行う。

(各種サービスの内容)

第11条 介護老人保健施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画書・通所リハビリテーション計画書の作成
- (2) 入浴
- (3) 排泄
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 食事
- (6) 機能訓練
- (7) 健康管理
- (8) 相談、援助
- (9) レクリエーション行事
- (10) 栄養管理

(11) 口腔衛生の管理

第12条 当施設のサービスは、「住まい」における生活の継続又は到達を支援し、利用者に係るあらゆる職種の職員の協議によって作成されるサービス計画（ケアプラン）に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理のもとにおける看護・介護及びリハビリテーションであり、それらは利用者の自立を支援することを目的として行う。

2 介護保険施設サービスにおいては、施設サービス計画に基づいて、上記第1項に基づいたサービスを提供する。

3 短期入所療養介護においては、居宅介護支援計画ならびに短期入所療養介護サービス計画に基づいて、利用者及び家族の居宅における生活を支援する。

4 通所リハビリテーションサービスにおいては、居宅介護支援計画並びに通所リハビリテーションサービス計画に基づいて、利用者及び家族の居宅における生活を支援すると共に、利用者の生きがい支援、社会参加支援を行う。

(通常の営業日及び営業時間)

第13条 各サービスの通常の営業日及び営業時間（介護保険施設サービス及び短期入所療養介護サービスについては入退所対応可能曜日及び時間）は以下の通りとする。

1) 介護保険施設サービス及び短期入所療養介護サービス

月曜日から土曜日までの10時から11時及び14時から15時を原則とし、その都度状況を勘案して決定する。対応人数は一日当たり6名を限度とする。

2) 通所リハビリテーションサービス

毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とし、営業日の9時から17時までを営業時間とする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

1) 介護保険施設サービス・短期入所療養介護サービス

利用者の住所地が多摩市及び近隣市町村

2) 通所リハビリテーションサービス

【多摩市】豊ヶ丘、鶴牧、唐木田、中沢、山王下、南野、永山、愛宕

【八王子市】松が谷、鹿島、東中野、越野、北野台、南大沢、堀之内、別所、中山、絹ヶ丘、鍵水、松木、大塚、下柚木、上柚木、南陽台

(利用者負担の額)

第15条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、日用品費、教養娯楽費、室料、行事費の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。

3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）を確認すること。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第16条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 1) 面会は午後7時30分までとする。しかし、予め施設に連絡し、この時間の他に面会を希望される場合はこの限りではない。
- 2) 消灯時間は、午後9時とする。
- 3) 外出・外泊は、予め施設に対し申請するものとし、利用者の状況を勘案して医師が許可した場合に認めるものとする。
- 4) 当施設での喫煙は療養上の観点から「施設内全面禁止」とし「施設内火気取扱い禁止」とする。
- 5) 当施設の設備・備品の利用は、介護報酬あるいは利用料に含むものとする。
- 6) 所持品・備品等の持ち込みについては別に定める「入所利用にあたってのお願い」「デイクアご利用のしおり」による。
- 7) 金銭・貴重品その他の所持品の管理は、特に申し出の無い限り利用者個人の責任の範囲で行うものとし、紛失・破損について施設は一切関与しない。
- 8) 外泊時等の施設外での受診については、必ず事前に施設に申し出て、医師の確認を得るものとする。
- 9) 施設内での宗教活動は禁止する。
- 10) ペットの持ち込みは原則として禁止する。
- 11) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- 12) その他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1) 防火管理者、火元責任者については、別に定める「消防計画」による。
非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立合う
- 2) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。詳細については緊急災害対応マニュアルに記す。
- 4) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- 5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第18条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第19条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する定期的な研修等を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(虐待防止に関する事項)

- 第20条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備をする。
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施をする。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をする。
- 2 当施設は、介護保険施設サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束廃止に関する事項)

- 第21条 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1月に1回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携)

- 第22条 当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。
- 2 当施設はその運営にあたっては、提供した介護保険施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施

する事業に協力するよう努めるものとする。

(職員の服務規律)

第23条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明確な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

(職員の質の確保)

第24条 施設職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。施設における研修方針・研修計画を別に定める。

(職員の勤務条件)

第25条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人河北医療財団の就業規則に定める。

(職員の健康管理)

第26条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤業務に従事する職員は、施設が行う年2回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第27条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び感染症の発生を防止するとともに蔓延することがないように、「感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための指針」を定め、必要な措置を講ずるための体制整備をする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回以上、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第28条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(個人情報保護の取り扱い)

第29条 個人情報の保護にあたっては、別に定める個人情報保護規程によるものとする。

(苦情受付・ハラスメント等対策に関すること)

第30条 施設の苦情受付窓口として下記の連絡体制をとる。

施設ご意見ダイヤル 042-374-7111

施設へのご意見FAX 042-374-7115

また必要に応じて、公共機関への苦情申し立てについて、下記を利用者に紹介する。

多摩市介護保険課 042-338-6901

国民健康保険連合会苦情相談窓口 03-6238-0117

第31条 当施設は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のために措置を講ずるものとする。

(1) 相談に応じ、適切に対応するために、ハラスメント等受付窓口として下記の連絡体制をとる。

施設ご意見ダイヤル 042-374-7111

施設へのご意見FAX 042-375-7115

(2) 施設における「ハラスメント等防止のための指針」を定め、必要な措置を講ずるための体制整備をする。

(協力医療機関)

第32条 施設は協力医療機関として下記の医療機関と連携をとる。

1. 社会医療法人河北医療財団 天本病院
2. 医療法人社団新潭会 新井歯科医院
3. 社会医療法人河北医療財団 あいクリニック
4. 医療法人社団永聖会 永山センター歯科
5. 地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立多摩南部地域病院

(その他運営に関する重要事項)

第33条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人河北医療財団あい介護老人保健施設運営会議において定めるものとする。

附 則

1. この運営規程は、平成28年12月1日より施行する。
2. この運営規定は、2024年4月1日より施行する。
3. この運営規定は、2024年9月1日より施行する。
4. この運営規定は、2025年6月1日より施行する。